
福島県認知症施策推進行動計画

(福島県版オレンジプラン)

認知症になっても住み慣れた地域で、
～ 安心して暮らすことのできる
やさしい“ふくしま”の実現に向けて



平成30年3月
福島県

目 次

I 総論

第1章 基本的な考え方 ······	1
第1節 計画策定の背景 ······	1
第2節 計画の位置づけと関係者の役割 ······	2
1 計画の位置づけ ······	2
2 関係者の役割 ······	2
第3節 計画の期間及び見直しの時期 ······	3
第2章 計画の基本理念と基本方針 ······	4
第1節 基本理念 ······	4
第2節 施策の基本方針 ······	4
第3章 計画の策定と進行管理 ······	5
第1節 計画の策定体制 ······	5
第2節 計画の評価方法及び進行管理 ······	5

II 各論

第4章 認知症についての正しい知識の普及・啓発 ······	6
第1節 認知症についての正しい知識の普及・啓発 ······	6
第2節 発症予防の推進 ······	7
第5章 早期診断・早期対応の体制整備と連携の強化 ······	8
第1節 医療・介護専門職の認知症対応力向上研修の実施 ······	8
1 医療専門職向け認知症対応力向上研修の実施 ······	8
2 介護専門職向け認知症対応力向上研修の実施 ······	9
第2節 早期診断・早期対応の体制整備 ······	11
1 認知症疾患医療センターの整備 ······	11
2 認知症対応薬局の整備 ······	12
3 認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の効果的な運用 ······	13
第3節 医療と介護の連携強化に向けた取組 ······	14
第6章 若年性認知症対策の強化 ······	16
第7章 認知症の人とその家族への支援の充実 ······	18
第1節 相談・支援体制の充実 ······	18
第2節 認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられる地域づくり ······	19

III 資料編

福島県認知症施策推進行動計画における数値目標一覧 ······	22
用語集 ······	25

福島県認知症施策推進行動計画

(福島県版オレンジプラン)

| 総 論

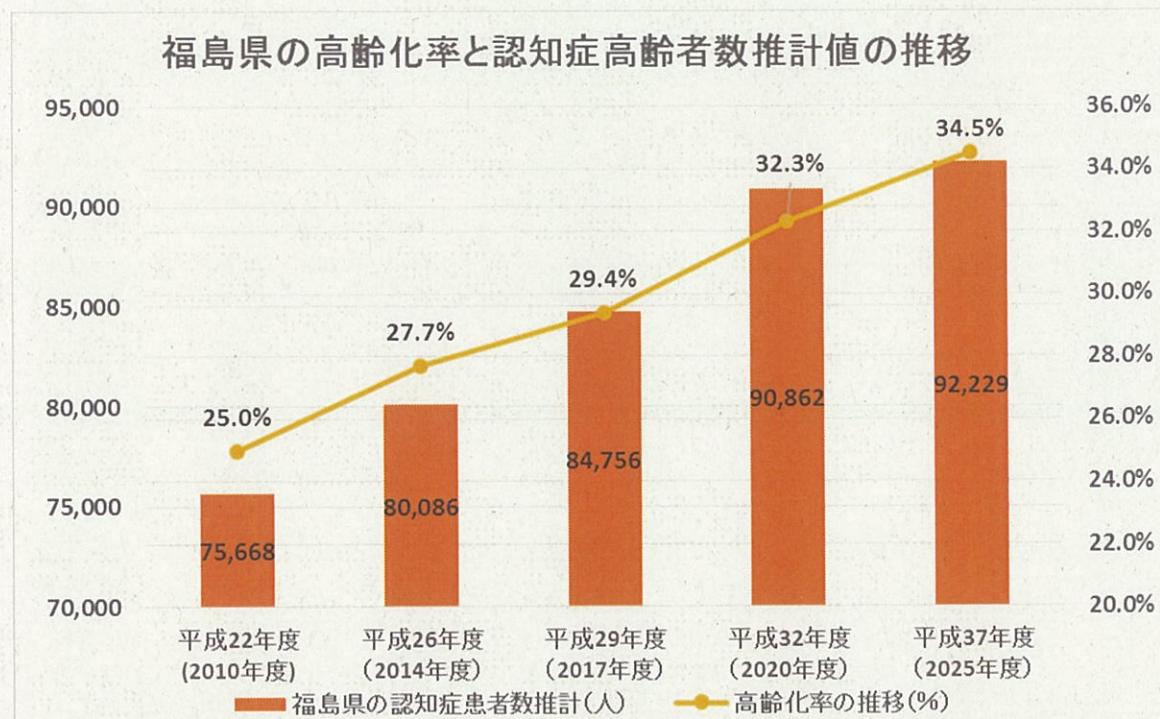
第1章 基本的な考え方

第1節 計画策定の背景

厚生労働省によると、全国で認知症の人の数は、平成24年には462万人いると推計され、平成37年（2025年）には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると予測されています。このような社会状況を踏まえ、平成27年1月、認知症に関する国家戦略として「認知症施策推進総合戦略（以下「新オレンジプラン」という。）」が策定されました。

本県では、平成29年10月現在、約8万4千人以上の認知症高齢者と約7万3千人以上の軽度認知障害（以下「MCI」という。）の高齢者がいると推計されており、高齢化の進展に伴い、今後ますます増加することが予想されます。

そこで、認知症になっても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、地域の多くの人が関わりながら認知症の人やその家族をサポートする体制の構築・強化に向けて、「福島県認知症施策推進行動計画（以下「県版オレンジプラン」という。）」を策定することとしました。



※ 認知症高齢者数推計値は、高齢者人口の15%（平成24年の認知症有病率）で算出。

※ 高齢化率及び高齢者人口は、第八次福島県高齢者福祉計画より引用。

第2節 計画の位置づけと関係者の役割

1 計画の位置づけ

本計画は、第八次福島県高齢者福祉計画の部門別計画として位置づけます。また、新オレンジプランを踏まえ、本県でも目指すべき数値目標を設定するとともに、目標を達成するための施策の方向性と具体的な手段を示し、認知症施策を総合的に推進していきます。

また、福島県全体で認知症の人やその家族を支えていくための行動指針として、県、市町村、医療関係者、介護関係者、県民の役割をそれぞれ明記し、多くの施策が県民一人一人に身近なものとして、地域で有効に活用されることを目指します。

2 関係者の役割

(1) 県

県は、市町村の取組を収集・分析し、課題の抽出を行い、国や他の都道府県の好事例と併せて情報提供を行うことにより、市町村の取組を積極的に支援していきます。また、広域的な課題に対応するため、市町村域を超えた認知症高齢者の見守り体制を構築するなど市町村や保健・医療・福祉・介護等関係団体と一緒にながら認知症施策を推進します。

(2) 市町村

市町村はそれぞれの地域の特性に応じて、認知症の人やその家族への支援体制を構築する必要があります。平成30年度（2018年度）から全市町村で認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員が設置・配置されるとともに、認知症ケアパスが作成され、多職種が連携しながら認知症の人やその家族をサポートしていきます。

(3) 医療関係者

認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、早期発見や日常的な診療を担う「かかりつけ医」、かかりつけ医へのサポートや専門的な治療をする「認知症サポート医」及び「認知症疾患医療センター」が、かかりつけ歯科医師や認知症対応薬局の薬剤師などの医療従事者、介護関係者等と連携しながら、認知症の人に対して適時・適切な治療・ケアを提供することが期待されます。

(4) 介護関係者

介護関係者には、生活全体を支える視点をもって、適切なケアを行うことが期待されます。また、医療など多職種と連携し、認知症の人の症状が重症化するのを防ぐことも必要です。

(5) 県民

県民には、地域で認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられるよう、認知症について正しい知識を身につけ理解し、認知症の人たちを温かく見守り、できる範囲でサポートしていくことが期待されます。

また、一人一人が日頃の食事や運動などの生活習慣に気をつけ、地域の行事など社会交流活動に参加するなど、健康づくりを通じて認知症予防に努めることが必要です。

第3節 計画の期間及び見直しの時期

計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。平成32年度（2020年度）に計画を見直し、次期計画の策定を行います。

第2章 計画の基本理念と基本方針

第1節 基本理念

「認知症になっても住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできるやさしい“ふくしま”の実現」を基本理念とし、各認知症施策を展開していきます。

基本理念

認知症になっても住み慣れた地域で、

安心して暮らすことのできる

やさしい“ふくしま”の実現

第2節 施策の基本方針

基本理念に基づき、次の4つを施策の基本方針として掲げました。

1 認知症についての正しい知識の普及・啓発

認知症サポーター養成講座の開催などを通じて認知症への理解を深め、一人一人が認知症予防に努めるとともに、地域全体で認知症の人やその家族を支える体制づくりを推進します。

2 早期診断・早期対応の体制整備と連携の強化

早期診断・早期対応の体制整備に向けて、医療従事者・介護職員の認知症対応力向上や認知症疾患医療センターの整備を推進するとともに、医療・介護など多職種連携による支援体制の整備を促進します。

3 若年性認知症対策の強化

若年性認知症への理解を促進し早期診断につなげるため、広く県民へ普及・啓発活動を行います。また、就労など社会参加を支援するための相談支援体制の整備を推進します。

4 認知症の人とその家族への支援の充実

認知症の人やその家族の視点を重視し、当事者同士の交流や相談支援体制の整備を進め、住み慣れた地域の良い環境で安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

第3章 計画の策定と進行管理

第1節 計画の策定体制

本計画は、認知症疾患医療センター、保健医療関係者、介護福祉関係者、学識経験者、市町村行政関係者、認知症の人と家族の会会員などを構成員とする「福島県認知症施策推進協議会（以下「協議会」という。）」での協議、及びパブリックコメントを通して策定します。

第2節 計画の評価方法及び進行管理

各年度において計画の達成状況を確認し、その結果に基づき対応していくことが必要であるため、協議会に各年度の達成状況を報告し、点検・評価を行うとともに、委員から意見等を聴取し、次年度以降の施策に反映します。

具体的な評価の方法は、本計画で定めた目標に対してどれほど進捗したか数値などで具体的に提示します。

福島県認知症施策推進行動計画

(福島県版オレンジプラン)

II 各 論

第4章 認知症についての正しい知識の普及・啓発

第1節 認知症についての正しい知識の普及・啓発

現状・課題

認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりのためには、地域住民など広く県民が認知症について正しい知識を持つことが必要です。

認知症における啓発活動の一環として養成する「認知症サポーター」は、認知症に対する正しい理解を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者であり、平成29年12月末現在、県内に158,617人います。

施策の方向性

認知症啓発キャンペーンや認知症サポーター養成講座等を通して、広く県民に認知症についての正しい知識の啓発と幅広い世代への認知症サポーターの養成を行い、地域全体で認知症の人やその家族を支援する体制構築を推進します。

また、養成された認知症サポーターの活動支援や学びの機会を創出します。

具体的な施策・目標

➤ 普及・啓発活動の取組

関係団体の普及・啓発活動を支援するとともに、世界アルツハイマー月間（9月）にあわせた広報などあらゆる機会を捉えて認知症に関する普及・啓発活動を実施します。

➤ 認知症キャラバン・メイトの養成

認知症サポーター養成講座の講師である「認知症キャラバン・メイト」の養成を推進します。

➤ 認知症サポーターの養成

地域住民をはじめ、小・中学校や高等学校の児童や生徒、大学などの学生、企業で働く人など幅広い世代・領域に対して、認知症サポーターの活動について周知を図るとともに、市町村、関係団体と一体となって認知症サポーター養成を推進します。

➤ 認知症サポーターステップアップ講座指導者の養成

既に養成された認知症サポーターの活動支援を図るため、各自治体が開催する「認知症サポーターステップアップ講座」で講師を務める指導者を養成します。

指標 (累計)	平成29年度 (2017年)	平成32年度 (2020年)	実施主体				
			県	市町村	医療	介護	県民
認知症サポーター数 (キャラバン・メイトを含む)	158,617人 (12月末)	187,400人以上	○	○	○	○	○
認知症サポーターステップアップ 指導者養成研修修了者	117人	400人以上	○				

第2節 発症予防の推進

現状・課題

認知症の発症について、加齢や遺伝的なもののほかに、高血圧、糖尿病など生活習慣病が危険因子とされています。

発症予防には、運動や口腔機能の向上、バランスの取れた食事など生活習慣の改善や社会交流・趣味活動などの日常生活における取組が有効です。

施策の方向性

県民一人一人が認知症の発症予防に関心をもち、生活習慣の改善や社会参加が図られるよう、認知症の正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、体操教室や介護サロン、趣味活動など住民主体の運営による取組を推進します。

具体的な施策・目標

➤ 認知症予防の普及・啓発

体操教室やサロン活動など介護予防に資する県内各地の様々な取組を、メディアや認知症サポーター養成講座、各研修会等を通じて、広く県民に紹介し普及を促進します。

➤ 住民主体の通いの場の立ち上げ支援

地域の中で生きがいをもって生活できるよう、県民への周知活動や市町村への研修会開催などを通じて、体操や趣味活動など介護予防に資する取組が気軽にできる住民主体の通いの場の立ち上げを支援します。

➤ 食事・栄養改善への取組

生活習慣の改善が認知症予防につながるといわれていることから、栄養士などの協力を得ながら、減塩や野菜の摂取量アップを目指した食事・栄養面の改善の取組を実施します。

➤ 高齢者の社会参加や生きがいづくりへの取組推進

高齢者支え合いコミュニティ事業による取組支援を実施するとともに、すこやか福島ねんりんピックやシルバー美術展といったスポーツや芸術の発表の場を設け、高齢者の生きがいづくりを推進します。

➤ 市町村の地域支援事業における認知症予防への取組支援

地域支援事業交付金の活用による認知症予防への取組を支援します。

指標	平成29年度 (2017年)	平成32年度 (2020年)	実施主体				
			県	市町村	医療	介護	県民
65歳以上人口における 「体操を週1回以上実施する 通いの場」への参加者割合	1.2%	4.5%		○			○

第5章 早期診断・早期対応の体制整備と連携強化

第1節 医療・介護専門職の認知症対応力向上研修の実施

1 医療専門職向け認知症対応力向上研修の実施

現状と課題

認知症は早期に発見し治療を開始すれば、症状の進行を遅らせることができると可能性があるといわれています。早期発見のためには、日常的に通院しているかかりつけ医など医療従事者の「気づき」が重要です。

そのため、かかりつけ医をサポートする認知症サポート医や歯科医師、薬剤師など医療従事者が連携して、認知症に早期に気づき対応する体制づくりが求められます。また、看護職員など一般病院等の医療従事者には認知症の人が入院や外来通院となった場合に、適切な対応がなされることが求められます。

施策の方向性

認知症の容態に応じた適時・適切な医療を提供できるよう、医療従事者に対して認知症対応力の向上を図るため、各種研修を実施します。

具体的な施策・目標

➤ かかりつけ医認知症対応力向上研修

日常的な診療に加え、認知症に早期に気づき必要に応じて専門機関へ紹介するなど、かかりつけ医（主治医）の認知症対応力の向上を図るために実施します。

➤ 認知症サポート医養成研修

かかりつけ医からの認知症診断等に関する相談への対応や認知症に係る地域医療体制の中心的な役割を担う認知症サポート医の養成を目的に実施します。

➤ 歯科医師認知症対応力向上研修

日常的な診療に加え、定期的な口腔機能の管理を通じて、認知症やMCIの人に早期に気づき、他の医療従事者と連携しながら、容態に応じた適時・適切な歯科医療を提供できる歯科医師の養成を目的に実施します。

➤ 薬剤師認知症対応力向上研修

服薬指導等を通じて、認知症やMCIの人に早期に気づき、他の医療従事者と連携しながら、適切な服薬指導ができる薬剤師の養成を目的に実施します。

➤ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

認知症の人が入院した場合、身体合併症に早期対応するとともに、行動・心理症状（BPSD）に適切に対応することが重要であることから、一般病院勤務の医療従事者に対して認知症対応力向上を図るため実施します。

➤ 看護職員認知症対応力向上研修

外来・入院・訪問等を通じて認知症の人と関わる看護職員が、認知症対応への知識・技能を身につけ、適切な看護ができるよう研修を実施します。

指 標 (累計修了者数)	平成29年度 (2017年)	平成32年度 (2020年)	実施主体				
			県	市町村	医療	介護	県民
かかりつけ医 認知症対応力向上研修	1,103人	1,300人以上	○		○		
認知症サポート医養成研修	153人	240人以上	○		○		
歯科医師 認知症対応力向上研修	115人	350人以上	○		○		
薬剤師 認知症対応力向上研修	367人	700人以上	○		○		
病院勤務の医療従事者向け 認知症対応力向上研修	1,140人	1,350人以上	○		○		
看護職員 認知症対応力向上研修	183人	330人以上	○		○		

2 介護専門職向け認知症対応力向上研修の実施

現状・課題

介護職員に対しても認知症に早期に気づき、かかりつけ医などの医療機関へ適切につなげられるよう、認知症について正しい知識の普及・啓発が重要です。また、認知症の人の介護にあたっては、認知症をよく理解し、本人主体の介護を行うことで、行動・心理症状（BPSD）を改善させるなど、認知症の容態に応じた適時・適切な介護の実践が必要となります。

そのため、介護経験の少ない職員から経験豊富な職員まで、どの介護職員も認知症について正しく理解し、認知症の人に対して質の高い介護を提供できるよう、認知症対応力の習得及び向上が求められます。

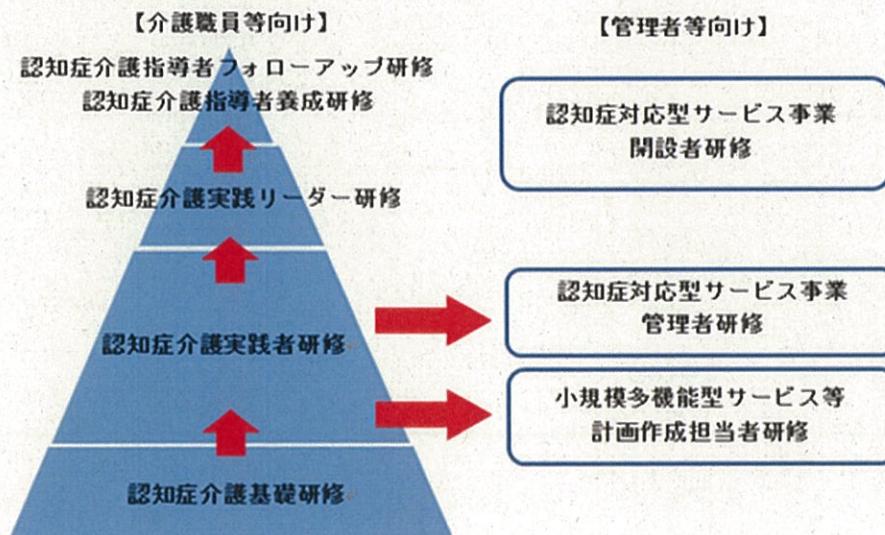
○認知症介護実践者等養成事業における研修

対象者	研修区分	摘要
研修指導者	認知症介護指導者 フォローアップ研修	指導者養成研修修了者のスキルアップ
	認知症介護指導者養成研修	認知症介護に関する研修の企画・立案などを担う指導者の育成
介護職員 など	認知症介護実践リーダー研修	実践者研修で得た知識等の向上、ケアチームを機能させる技術などの習得
	認知症介護実践者研修	認知症介護の理念、基本的知識・技術などの習得
	認知症介護基礎研修	認知症介護業務に関する最低限の知識・技術と実践するための考え方の習得
管理者など	認知症対応型サービス事業 開設者研修	代表者が事業所を運営する上で必要な知識などの習得
	認知症対応型サービス事業 管理者研修	管理者が事業所を管理・運営していく上で必要な知識・技術などの習得
	小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護事業所等の計画作成担当者が必要とされる知識・技術などの習得

施策の方向性

どの介護職員も認知症を正しく理解し、認知症の人に対して質の高い介護を一体的かつ継続的に提供できるよう、介護職員の経験年数や知識・技術の習熟度にあわせた研修を開催します。

○ 認知症介護実践者等養成研修の体系図



具体的な施策・目標

➤ 認知症介護実践者等養成研修の実施

新任の介護職員等が認知症介護の最低限の知識・技能を習得することを目的とした「認知症介護基礎研修」、概ね2年以上の介護経験のある職員を対象とした「認知症介護実践者研修」など、経験年数や知識、技能の習熟度に応じて認知症介護のスキルアップを図れるよう研修を実施します。

➤ 認知症介護実践者等養成研修等への受講支援

各種研修の受講料や旅費を補助するなど研修受講を支援します。

指 標 (累計修了者数)	平成29年度 (2017年)	平成32年度 (2020年)	実施主体				
			県	市町村	医療	介護	県民
認知症介護基礎研修	244人	700人以上	○			○	
認知症介護実践者研修	6,914人	8,700人以上	○			○	
認知症介護実践リーダー研修	667人	820人以上	○			○	
認知症介護指導者養成研修	41人	47人	○			○	

第2節 早期診断・早期対応の体制整備

1 認知症疾患医療センターの整備

現状・課題

認知症の鑑別診断など専門的な診療を実施する認知症疾患医療センターは、平成29年度までに県内7か所に整備しています。各高齢者福祉圏域に1か所以上の整備を目指していますが、平成30年3月末現在、南会津、相双の各圏域及び都道府県単位の拠点である基幹型が未整備となっています。

○県内の認知症疾患医療センター一覧（平成30年3月末現在）

圏域	医療機関+	所在地	電話番号	類型
県北	福島赤十字病院	福島市入江町11番31号	TEL080-6026-3098	地域型
県北	あずま通りクリニック	福島市栄町1番28号	TEL024-523-4440	連携型
県中	星総合病院	郡山市向河原町159番1号	TEL024-983-5529	地域型
県中	あさかホスピタル	郡山市安積町笹川字経坦45	TEL024-945-1655	地域型
県南	福島県立矢吹病院	西白河郡矢吹町滝八幡100	TEL0248-44-2051	連携型
会津	竹田総合病院	会津若松市山鹿町3番27号	TEL0242-29-3808	地域型
いわき	舞子浜病院	いわき市平藤間字川前63番地1	TEL0246-39-2201	地域型

施策の方向性

認知症疾患医療センター基幹型及び未整備圏域において認知症疾患医療センターを早期に整備します。また、高齢者人口が多い圏域では複数のセンターの整備を推進します。

具体的な施策・目標

➤ 本計画実施期間内の整備

基幹型の設置及び各圏域での認知症疾患医療センター整備を推進します。

指 標	平成29年度 (2017年)	平成32年度 (2020年)	実施主体				
			県	市町村	医療	介護	県民
基幹型の整備（累計）	未整備	1か所	○		○		
各圏域への整備（累計）	5圏域 (7か所)	7圏域 (11か所)	○		○		

2 認知症対応薬局の整備

現状・課題

新オレンジプランにおいて、薬剤師の役割が盛り込まれ、薬剤師認知症対応力向上研修の開催が推進されるなど、かかりつけ薬剤師・薬局の果たす役割が大きくなっています。このような中、県内に約895件（平成29年3月末現在）ある薬局の薬剤師の多くは、認知症やMCIの人の早期発見などのスキルや発見後の関係機関とのネットワークを持ち合わせていないのが現状です。

施策の方向性

薬剤師の認知症対応力の向上を図り、地域の認知症対応の拠点として「認知症対応薬局」の整備を推進することにより、認知症やMCIの人々に早期に気づき、かかりつけ医、かかりつけ歯科医師など他の医療従事者や地域包括支援センターなどと連携しながら対応するとともに、認知症の啓発活動を実施する体制を構築します。

具体的な施策・目標

➤ 薬剤師認知症対応力向上研修の開催（再掲）

薬局や医療施設に従事している薬剤師を対象に認知症への対応力向上を目的に開催します。

➤ 認知症対応薬局研修会の開催

認知症対応薬局を整備するため、薬剤師認知症対応力向上研修を受講した薬局の薬剤師を対象に開催し、より実践的な認知症対応力の習得を図ります。

➤ 認知症対応薬局の整備

認知症対応薬局研修会を受講した薬剤師を配置し、服薬指導や声かけによる認知症やMCIの人の早期発見、地域ケア会議への参加、認知症の啓発活動の実施など地域の認知症対応の拠点となる薬局を整備します。

指標 (累計)	平成29年度 (2017年)	平成32年度 (2020年)	実施主体				
			県	市町村	医療	介護	県民
認知症対応薬局研修会 受講者数	181人	600人以上	○		○		
認知症対応薬局の整備数	—	200か所程度	○		○		

3 認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の効果的な運用

現状・課題

平成30年4月から、全ての市町村において認知症初期集中支援チーム（以下支援チーム）及び認知症地域支援推進員（以下推進員）が設置・配置されます。支援チームは、複数の専門職が認知症の人やその家族に早期に関わり、集中的な支援を行い、自立生活のサポートをします。また推進員は、医療・介護等の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行います。

今後は、これらの活動が多職種と連携しながら円滑にそして効果的に機能するよう体制強化や活動支援を実施する必要があります。

施策の方向性

市町村が、支援チームの体制強化や推進員の複数配置などができるよう、研修受講を支援するとともに、県外を含めた他市町村の取組報告や情報交換を行う研修会の開催を通じて、活動支援をします。

具体的な施策・目標

➤ 支援チームの体制強化及び推進員の複数配置へ向けた支援

各市町村が設置する支援チームの体制強化を図るため、認知症初期集中支援チーム員研修の受講支援を実施します。

また、県内全ての市町村が支援員を複数配置できるよう、認知症地域支援推進員研修の受講支援を実施します。

➤ 市町村職員、地域包括支援センター職員等向けの研修会や認知症地域支援推進員向けの情報交換会の開催

市町村・地域包括支援センター職員、認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員等に対して研修会や情報交換会を開催するとともに、県外を含めた市町村の取組や好事例を収集・情報提供し、地域支援関係者の認知症対応力向上を図っていきます。

指 標 (累計)	平成29年度 (2017年)	平成32年度 (2020年)	実施主体				
			県	市町村	医療	介護	県民
認知症初期集中支援チーム員研修修了者3人以上の市町村数	22市町村	59市町村	○	○			
認知症地域支援推進員複数配置市町村数 (12月現在)	28市町村	59市町村	○	○			
地域支援関係者認知症対応力向上研修受講者数	1,204人	1,800人以上	○				

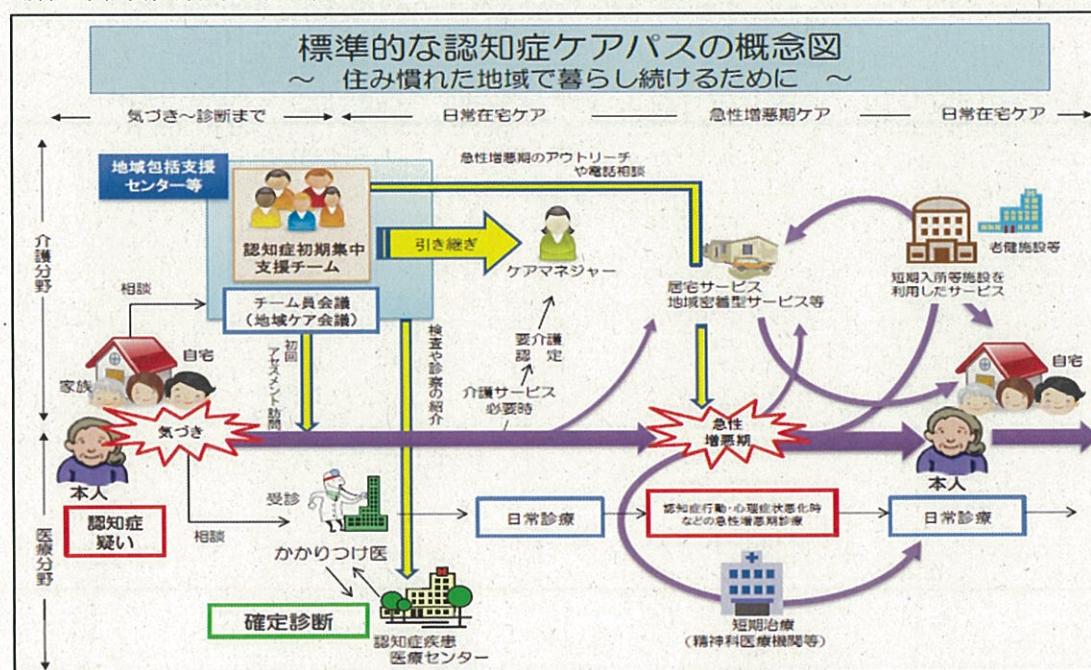
第3節 医療と介護の連携強化に向けた取組

現状・課題

認知症の人への支援では、医療や介護、行政など様々な主体が関わって支援が行われています。したがって、認知症の人へ支援を実施する関係者間で情報共有がなされることが重要であり、そのためにも関係者間の顔の見える関係づくりを推進していく必要があります。

また、これまでの認知症ケアは、症状が進んでから医療機関を受診し、その結果長期の入院・入所が必要となってしまうケースが多く見られました。今後は、このケアの流れを改め、早期診断・早期対応を軸として、認知症の容態に応じた適時・適切なサービス提供の流れを示した認知症ケアパスに沿ったケアを確立することが必要です。

したがって、関係者や関係機関は、各自の役割をしっかりと理解するとともに、認知症の人一人一人の支援の目標を設定し、その目標を認知症の人やその家族、医療、介護関係者等の間で共有する必要があります。



(出典：認知症ケアパス研究会第4回委員会資料)

施策の方向性

医療・介護関係者をはじめ、関係者が一堂に集まる機会を定期的に設け、各分野間の情報交換を促進し連携強化を図るとともに、有識者や関係機関の意見を伺いながら、県の認知症施策に反映させていきます。

また、容態の変化に応じた適時・適切な医療・介護サービスの提供がなされるよう、認知症に関する社会資源を網羅した認知症ケアパスや県内各圏域で作成した退院調整ルールの周知及び活用を推進します。

具体的な施策・目標

➤ 認知症施策推進協議会の定期的な開催

医療や介護、福祉、学識経験者、行政、認知症と家族の会などの当事者が一堂に集まる「認知症施策推進協議会」を定期的に開催します。また、当事者の声を認知症施策に反映させるため、認知症の人本人の協議会への参画を推進します。

➤ 地域ケア会議の充実

市町村や地域包括支援センターが開催する「地域ケア会議」では、医療・介護分野の多職種が協働して、認知症高齢者等個別事例の支援内容や地域課題の解決に向けた検討を行っています。

地域ケア会議における個別課題解決機能やネットワーク構築機能を強化するため、研修会の開催や専門職派遣事業を実施し、「地域ケア会議」の充実を図ります。

➤ 認知症ケアパスの活用促進

全ての市町村において、認知症の容態に応じた適時・適切なサービス提供の流れを示した「認知症ケアパス」の策定がされるよう支援します。

さらに、この認知症ケアパスが、認知症の人やその家族、医療・介護関係者間で共有・活用されるよう、住民向け講演会のほか、広報誌の活用や認知症サポーターによる周知活動を実施します。

➤ 退院調整ルールの活用

県内各圏域で作成した退院調整ルールを活用して、医療と介護関係者が入院時から患者の情報を共有し、退院に向けた連絡調整を行い、退院時に必要な介護サービスをタイムリーに受けられるよう、医療と介護の円滑な連携を推進します。

指 標	平成29年度 (2017年)	平成32年度 (2020年)	実施主体				
			県	市町村	医療	介護	県民
地域ケア会議における認知症のケースの検討件数	—	※モニタリング指標		○	○	○	

※モニタリング指標…目標値の設定が困難又は不適当であるが、毎年状況を把握し、公表することが望ましいもの。

第6章 若年性認知症対策の強化

現状・課題

若年性認知症とは、65歳未満で発症する認知症のことで、本県における若年性認知症の人は、国の推計値（平成21年1月）を本県に当てはめると約505人程度と推計されています。若年性認知症には次の課題があります。

- ① 働き盛りの人に発症するため、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きい。
- ② 若年性認知症は、初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくい、また、高齢者に発症する認知症に比べ、『若年性認知症』の認知度が低いことから、本人も家族も相談や専門機関への受診が遅れることがある。
- ③ 認知度が低いことから、周囲の理解が得られにくく、特に就労においては継続が難しく離職する場合もあり、経済的に困難になることがある。
- ④ 活用可能な福祉や雇用の制度があるのに知られていない。
- ⑤ 障害者就労支援制度や介護保険、障害年金など各種制度の支給要件から漏れる方がおり、利用できる社会資源も少ない。

福島県では、平成29年度9月から、若年性認知症の人を適切な支援につなげるための「若年性認知症相談窓口」と、若年性認知症の人への支援ネットワーク構築を調整する「若年性認知症支援コーディネーター」を設置しました。

施策の方向性

行政機関、医療機関や相談にあたる人たちを含め、広く県民に対し啓発活動を行い、若年性認知症の早期診断・早期対応や社会参加、就労継続支援・就労支援へつなげるため、若年性認知症への理解を促進します。また、若年性認知症の人やその家族に対する相談体制を確立し、若年性認知症の人に対し、適切な支援を行います。

さらに、若年性認知症の人やその家族が交流できる居場所づくり、就労・社会参加等を推進します。

具体的な施策・目標

➤ 若年性認知症支援コーディネーターの設置・専用電話相談窓口の開設

支援制度・サービスの情報収集や普及・啓発を通して、若年性認知症支援のネットワーク構築の中心となる「若年性認知症支援コーディネーター」の設置を継続し、認知症の人の視点に立った対策を進めます。また、若年性認知症の人やその家族、企業からの相談を受け、早期受診の推進や社会資源の紹介、ケース検討会議の開催などの支援を継続します。

➤ 若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催

保健、医療、福祉、当事者・家族、就労関係機関など若年性認知症の関係者が一堂に会する会議を開催し、若年性認知症支援のネットワークを構築します。

➤ **若年性認知症リーフレットの作成・配布**

若年性認知症の普及・啓発リーフレットを作成し、正しい知識の普及・啓発、社会資源の紹介などを行います。特に、企業に対しては、従業員が若年性認知症と診断された場合もしくは疑われる場合に、早期に適切な対応がなされるよう、啓発活動を実施します。

➤ **若年性認知症自立支援ネットワーク研修会の開催**

若年性認知症の病態や特徴、相談を受ける人が知りたいことなど、支援者のスキルアップを目的とした研修会を開催します。

➤ **実態調査の実施**

有病率や受診経緯、生活状況等若年性認知症の実態についての調査を実施し、本人や家族の実態、ニーズを把握し今後の施策へ反映させるための基礎資料とします。

指 標 (累計)	平成29年度 (2017年)	平成32年度 (2020年)	実施主体				
			県	市町村	医療	介護	県民
若年性認知症支援 コーディネーターによる 相談件数	—	モニタリング 指標	○				
若年性認知症自立支援 ネットワーク研修会 受講者数	—	300人以上	○				

第7章 認知症の人とその家族への支援の充実

第1節 相談・支援体制の充実

現状・課題

認知症の人の家族は、その介護を通じて精神的・身体的に負担を抱えているケースが多く、認知症の人との関係性によっては、認知症の症状を悪化させ、さらに介護負担を重くしてしまうこともあります。

また、東日本大震災や原発事故により、県内外への避難が続き、家族構成の変化や地域コミュニティの喪失、地域住民同士の結びつきが弱体化した地域が多く、認知症高齢者やその家族が地域の中で孤立しやすい環境にあります。

そのため、介護者の負担軽減の観点にたって、介護者支援策を実施していくことが必要です。

施策の方向性

介護者を含めた当事者同士や地域住民との交流、情報交換を促進するため、交流の場である「認知症カフェ」を整備するとともに、認知症カフェなどあらゆる機会を通して、認知症の人本人の声を集め、認知症施策に反映していきます。

また、認知症の相談窓口の運用や周知など相談体制の整備を進め、介護者の負担を軽減していきます。

具体的な施策・目標

➤ 認知症カフェの普及

認知症カフェの普及のため、メディアを活用した広報活動を実施するとともに、認知症カフェの主催者や関心のある人などを一堂に集めた「認知症カフェサミット（仮）」を開催し、各団体の取組紹介、参加者同士の情報交換、開設相談への対応を通じて、県内全市町村での認知症カフェの設置を目指します。

➤ 認知症コールセンターの運用・周知

認知症コールセンターを開設し、認知症の本人やその家族など当事者からの相談に対応し、認知症への不安軽減や介護者の負担軽減を図ります。

また、事業について継続して広報活動を実施します。

➤ 「認知症に関する相談先一覧」の定期的な更新と周知

「認知症に関する相談窓口一覧」の内容を定期的に更新し、ホームページ等により、県民や関係機関等に周知していきます。

指標	平成29年度 (2017年)	平成32年度 (2020年)	実施主体				
			県	市町村	医療	介護	県民
認知症カフェ開設市町村数	38 市町村 (99か所) (H30.2月現在)	59 市町村 (約200か所)		○	○	○	○
認知症カフェ サミット参加者数（累計）	—	1,500人以上	○				
認知症コールセンター 相談件数（※1）	電話287件 面談15件	※モニタリング指標	○				

※1 平成28年度実績

第2節 認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられる 地域づくり

現状・課題

近年、全国各地において認知症と疑われる高齢運転者の交通事故が多発しており、平成29年3月の改正道路交通法では、高齢運転者の認知機能がより厳しくチェックされるなど、高齢者の交通事故防止対策が進められています。一方で、地方など自動車がないと生活が成り立たない地域の高齢者にとっては、生活に直結する問題となっています。

また、近年、認知症高齢者を狙った詐欺事件など権利が侵害される事件や認知症高齢者の行方不明事案の増加、高齢者虐待の発生などが社会問題となっており、加えて本県では、震災・原発事故に伴う避難の影響により独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、地域の見守り体制の構築や防犯対策、高齢者の尊厳を守る取組は喫緊の課題となっています。

施策の方向性

高齢者が、自ら認知機能の低下や認知症に気づき、交通安全意識を高める機会の提供や、広く県民に対し高齢者の交通事故防止のため啓発活動を推進します。

また、詐欺や消費者トラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、認知症の人の家族、地域住民等への注意喚起や啓発活動の実施、相談体制の整備による被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、認知症サポーターによる見守り等の取組を推進します。

これらの取組を通して、独居高齢者や高齢者のみの世帯を含め、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市町村や関係機関、地域住民が連携して、地域全体で認知症の人やその家族を支える体制づくりを推進します。

具体的な施策・数値目標

➤ 地域の認知症サポーターによる取組への支援

認知症サポーターステップアップ講座指導者養成研修等を通じて、認知症サポーターの活動強化を図り、独居高齢者や高齢者のみの世帯への定期的な訪問活動、認知症カフェ等における傾聴ボランティアなど、地域に住む認知症サポーターによる取組を推進します。

➤ 認知症高齢者の見守り体制の構築

地域住民に対して、認知症サポーター養成講座を通じて認知症への理解を深めるなど、地域でのさりげない見守り体制の構築を推進するとともに、広域的な連携のため、認知症高齢者徘徊 SOS ネットワークなど地域住民、行政、関係機関が一体となった見守り体制の構築を推進します。

➤ 交通安全の確保

認知症の人や認知機能が低下している高齢歩行者が被害となる交通事故を防止するため、交通安全教育を実施するとともに、警察、交通ボランティア等による個別訪問指導などの交通安全指導を実施します。

認知機能が低下している高齢者やその家族等からの運転適性相談においては、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転に関する必要な助言・指導を行うとともに、安全運転サポート車の普及・啓発や運転免許証の自主返納の促進に向けた広報啓発を推進します。また、自治体等で支援している公共交通機関の乗車運賃割引、デマンドバス運行等の運転免許返納者に対する支援拡充の働きかけを行い、運転免許がなくても高齢者が安全に安心して暮らせる交通環境の整備を推進します。

➤ 認知症の人の消費者被害の防止への取組

なりすまし詐欺や消費者トラブルを未然に防ぐため、見守りを行う地域の関係者や高齢者を中心に広く県民に出前講座等の啓発活動を実施するほか、相談窓口を充実化し、被害の未然防止・拡大防止を図ります。

また、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会等の設置など、行政や関係団体が一体となって、認知症高齢者を見守る体制の構築を推進します。

➤ **認知症の人の権利擁護**

高齢者の権利擁護や市民後見人を育成するため研修会開催を支援します。

➤ **高齢者虐待の防止への取組推進**

高齢者の虐待防止を推進するため、市町村や地域包括支援センター職員で虐待防止業務に携わる職員に対し、虐待防止の研修会を開催します。

また、医療・介護施設等での身体拘束の原則禁止に向けて、研修会を開催するなど、高齢者の尊厳が尊重された医療・介護の提供を推進します。

指 標	平成29年度 (2017年)	平成32年度 (2020年)	実施主体				
			県	市町村	医療	介護	県民
権利擁護に関する研修会 開催市町村数（累計）	3 市	13 市以上		○			○

福島県認知症施策推進行動計画

(福島県版オレンジプラン)

III 資 料 編

福島県認知症施策推進行動計画における数値目標

具体的な施策	指標	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	考え方
第 4 章 認知症についての正しい知識の普及・啓発				
第 1 節 認知症についての正しい知識の普及・啓発				
認知症サポートー数 (キャラバン・メイト を含む)	サポートー数	158,617 人 (12月末現在)	187,400 人以上	平成 32 年度（2020 年度）の 福島県推計総人口の 10%
認知症サポートース テップアップ講座指 導者養成研修修了者	修了者数 (累計)	117 人	400 人以上	年間 100 人以上
第 2 節 発症予防の推進				
65 歳以上人口におけ る「体操を週 1 回以上 実施する通いの場」へ の参加者割合	参加割合	1.2%	4.5%	参加者割合の伸び率を基に 設定
第 5 章 医療・介護専門職の認知症対応力向上と連携強化				
第 1 節 医療介護専門職の認知症対応力向上研修の実施				
かかりつけ医認知症 対応力向上研修	修了者数 (累計)	1,103 人	1,300 人以上	高齢者人口 470 人に 1 人 (H32 年度高齢者人口推計値 をもとに算出) $606,000 \text{ 人} \div 470 \text{ 人} = 1,289 \text{ 人}$
認知症サポート医 養成研修		153 人	240 人以上	一般診療所 6 か所に 1 人 →新オレンジプランの目標以 上の達成済。さらなる養成 を目指す。
歯科医師認知症 対応力向上研修		115 人	350 人以上	歯科診療所・医療施設に従事 している歯科医師 4 人に 1 人
薬剤師認知症 対応力向上研修		367 人	700 人以上	薬局・医療施設に従事してい る薬剤師 4 人に 1 人
病院勤務の医療従事 者向け認知症対応力 向上研修		1,140 人	1,350 人以上	1 病院 10 人以上

看護師認知症 対応力向上研修		183人	330人以上	過去の実績を踏まえ設定
認知症介護基礎研修	修了者数 (累計)	244人	700人以上	年間150人以上養成 過去の実績を踏まえ設定
認知症介護実践者研修		6,914人	8,700人以上	年間600人以上養成 過去の実績を踏まえ設定
認知症介護 実践リーダー研修		667人	820人以上	年間50人以上養成 過去の実績を踏まえ設定
認知症介護指導者 養成研修受講支援		41人	47人	年間約2人の受講支援
第2節 早期診断・早期対応の体制整備				
認知症疾患センター の整備	基幹型	未設置	1か所	県単位で1か所
	圏域数	5圏域 (7か所)	7圏域 (11か所)	高齢者福祉圏域に1か所 高齢者人口6万人に1か所
認知症対応薬局研修	受講者数 (累計)	181人	600人以上	年間200人以上養成
認知症対応薬局整備	整備数	—	200か所程度	県内薬局数の4か所に1か所
認知症初期集中支援 チーム研修	チーム員研修 修了者3人以上 の市町村数	22市町村	59市町村	県内全市町村においてチーム 員研修修了者3人以上
認知症地域支援推進 員複数配置	複数配置 市町村数	28市町村 (12月現在)	59市町村	県内全市町村において 2人以上の複数配置
地域支援関係者向け の認知症対応力向上 研修の開催	受講者数 (累計)	1,204人	1,800人以上	年間200人以上受講
認知症地域ケア会議 における認知症のケ ースの検討件数	作成件数	—	—	モニタリング指標
第6章 若年性認知症対策の強化				
若年性認知症支援コ ーディネーターの設 置及び相談窓口の開 設	相談件数	—	—	モニタリング指標
若年性認知症自立支 援ネットワーク研修 会の開催	受講者数	—	300人以上	年間100人以上受講

第7章 認知症の人とその家族への支援の充実

第1節 相談支援体制の充実

認知症カフェ開設 市町村数	市町村数	38 市町村 (99 か所) (H30. 2月現在)	59 市町村 (約 200 か所)	全市町村に開設
認知症カフェサミットの開催	参加者数	—	1,500 人以上	年間 500 人以上の参加
認知症コールセンタ —	相談件数	電話 287 件※1 面談 15 件※1	—	モニタリング指標
第2節 認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられる地域づくり				
権利擁護に関する研修会	実施市町村数	3 市※1	13 市以上	県内全市で開催を目指す

※1 平成28年度実績

※2 平成29年度実績について、注釈がないものは平成29年度末時点の数値

用語集

五十音	主な記載ページ	項目	記載内容
【け】	1ページ ほか	軽度認知障害 (MCI)	<p>もの忘れが主たる症状だが、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態のことをいいます。正常と認知症の中間ともいえる状態であり、定義として以下の5つが挙げられています。</p> <p>【MCIの5つの定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年齢や教育レベルの影響のみでは説明できない記憶障害が存在する。 ② 本人または家族によるもの忘れの訴えがある。 ③ 全般的な認知機能は正常範囲である。 ④ 日常生活動作は自立している。 ⑤ 認知症ではない。
【こ】	9ページ	行動・心理症状 (BPSD)	<p>認知症の主な症状である記憶障害等の進展と関連しながら、身体的要因や環境要因等が関わって現れる、抑うつ・興奮・徘徊・妄想などの症状のことをいいます。</p>
	11ページ	高齢者福祉圏域	<p>高齢者福祉施策の効果的な推進や介護保険制度の円滑な運営を実現するため、県内7つの生活圏単位に「高齢者福祉圏域」を設定し、圏域ごとに介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるとともに、県及び市町村が連携して広域的な視点から圏域内における課題の調整などを行っていきます。</p> <p>県内では、県北・県中・県南・会津・南会津・相双・いわきの7つの高齢者福祉圏域が設定されています。</p>
【し】	1ページ	新オレンジプラン	<p>厚生労働省が関係省庁と共同で平成27年1月に策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」のことをいいます。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策を推進していくこととされています。</p>

【じ】	16 ページ	若年性認知症支援コーディネーター	若年性認知症の人やその家族等からの相談対応や支援に携わる者のネットワークの調整を行い、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進するとともに、若年性認知症に関する正しい知識の普及を図る者をいいます。
【た】	15 ページ	退院調整ルール	要介護・要支援状態の患者が退院する際に必要な介護サービスをタイムリーに受けられるよう、病院とケアマネジャーが、患者が入院した時から情報を共有し、退院に向けて話し合い（カンファレンス）や介護保険サービス調整を行うための情報共有のルールです。患者の退院に向けて、病院とケアマネジャーが連携をとるためのそれぞれの役割等を定めています。
【ち】	15 ページ	地域ケア会議	<p>高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。</p> <p>具体的には、地域包括支援センターまたは市町村が主催し、個別事例の課題検討を目的とした「地域ケア個別会議」と、地域ケア個別会議で把握した地域課題をもとに政策の立案・提言をすることを目的とした「地域ケア推進会議」に分類されます。</p> <p>地域ケア会議には、下記の 5 つの機能があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個別課題の解決 ② 地域包括支援ネットワークの構築 ③ 地域課題の発見 ④ 地域づくり資源開発 ⑤ 政策の形成
【に】	18 ページ	認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが交流や情報共有し、お互いを理解し合う「集いの場」のことです。運営者や運営方法、場所、活動内容について特に決まりはなく、認知症に関する講義や相談会、認知症予防のための体操、レクリエーションなど様々な取組が実施されています。
	14 ページ	認知症ケアパス	発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。

	6 ページ ほか	認知症サポーター 認知症キャラバン・ メイト	<p>「認知症サポーター」とは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者ことをいいます。市町村等で開催されている「認知症サポーター養成講座」を受講した人が「認知症サポーター」となります。</p> <p>また、「認知症サポーター養成講座」を開催し講師となる人を「認知症キャラバン・メイト」とい、所定の研修を受講した人が登録されています。</p>
	8 ページ	認知症サポート医	<p>「認知症サポート医養成研修」を受講した医師のことです。かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携を推進する役割があります。</p> <p>また、市町村が設置する認知症初期集中支援チームへ関与します。</p>
	11 ページ	認知症疾患医療 センター	<p>保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症に関する鑑別診断、周辺症状（生活上の困難にうまく適応できない場合に、本人の性格や環境などの状況が加わって起こる症状のこと）と身体合併症（認知症以外の病気も発症した場合）などに対する急性期の治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行い、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的としています。都道府県・指定都市が指定した病院で事業を行うものです。</p>
	13 ページ	認知症初期集中 支援チーム	<p>医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームです。</p>
	13 ページ	認知症地域支援 推進員	<p>認知症の人ができる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるよう、市町村において、医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う者をいいます。</p>
	12 ページ	認知症対応薬局	<p>認知症対応薬局研修会を受講した薬剤師を配置し、服薬指導や声かけによる認知症やMCIの人の早期発見、地域ケア会議への参加、認知症の啓発活動の実施など地域の認知症対応の拠点となる薬局のことをいいます。</p>

福島県認知症施策推進行動計画

(福島県版オレンジプラン)

平成30年3月

福島県

高齢福祉課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7165

FAX 024-521-7985

Eメール koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp